平成２３年（フ）第５９号
滋賀県高島市新旭町安井川295番地　県営住宅安井川団地３棟３号
債務者　柴田　佳子
1　決定年月日時　平成23年３月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月２日まで
大津地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第６６号
大津市大江３丁目５番25号　リコースクエアビル509号、前住所兵庫県篠山市上宿407番地
債務者　西田伊佐夫
1　決定年月日時　平成23年３月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月２日まで
大津地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第１６０４号
広島県東広島市黒瀬町楢原1100番地35
債務者　大田　伸夫
1　決定年月日時　平成23年３月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月２日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１８４１号
広島市安佐北区真亀４丁目５番４―106号
債務者　新田　哲也
1　決定年月日時　平成23年３月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月２日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１９１９号
広島県安芸郡府中町本町２丁目３番11号
債務者　伊藤　博行
1　決定年月日時　平成23年３月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月２日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第５６号
広島市中区住吉町８番16―403号
債務者　花本　真弓
1　決定年月日時　平成23年３月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月２日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１００号
広島市西区田方３丁目909番地１　218号
債務者　片岡　勇士
1　決定年月日時　平成23年３月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月２日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１０８号
広島県東広島市志和町冠574番地
債務者　松原　良子
1　決定年月日時　平成23年３月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月２日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１４１号
広島県安芸郡海田町蟹原１丁目４番72―402号
債務者　龍宮ラインこと　龍野　充治
1　決定年月日時　平成23年３月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月２日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１６１号
広島市安佐南区川内６丁目21番16―501号
債務者　邊木　睦夫
1　決定年月日時　平成23年３月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月２日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１６８号
広島市安佐南区長束１丁目10番２号
債務者　高見　好政
1　決定年月日時　平成23年３月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月２日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１７９号
広島市安佐北区可部南１丁目17番９―205号
債務者　原　　賢一
1　決定年月日時　平成23年３月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月２日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２０号
愛媛県松山市土居町811番地18
債務者　平塚　美晴
1　決定年月日時　平成23年３月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月２日まで
松山地方裁判所

平成２３年（フ）第９号
高知県土佐市高岡町乙2247番地１
債務者　井上　泰宏
1　決定年月日時　平成23年３月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月２日まで
高知地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第３９号
高知市種崎699番地６　タウンサワダ１Ｆ西
債務者　高野　　望
1　決定年月日時　平成23年３月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月２日まで
高知地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第４７号
高知市朝倉横町24番24号
債務者　山本知惠子
1　決定年月日時　平成23年３月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月２日まで
高知地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第４９号
高知市升形３番１号
債務者　松戸　秀喜
1　決定年月日時　平成23年３月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月２日まで
高知地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第５５号
高知市鴨部高町５番６号　コーポ森田205
債務者　大坪　敏男
1　決定年月日時　平成23年３月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月２日まで
高知地方裁判所破産係